

随意契約理由書

件名	西部処理場 消化ガス精製装置点検整備
契約の相手方	株式会社 神鋼環境ソリューション
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当する
随意契約の理由 今回点検整備を行う消化ガス精製装置は、西部処理場で発生する消化ガスから二酸化炭素や硫化水素等の不純物を取り除き、こうべバイオガスに精製する装置である。また、こうべバイオガスは消化タンク加温ボイラー用燃焼ガス等の他にも、処理場消費電力の約 1/4 を担っている消化ガス発電設備の燃料として利用している。 上記のことから常に安定したガスを供給できるように故障を未然に防ぐことが必須であるが、設備は連続運転による機器の消耗や汚れが進むことによる性能劣化が著しいため、整備計画に基づく点検整備にて消耗品の交換や機器の清掃が非常に重要である。 本業務の施工に当たっては、当該設備の製造業者しか知り得ない技術資料を所持し、機器や現場の状況を熟知した技術者の配置が必要である。また、消化ガス精製装置には特許に関わる技術的要素があるため、点検整備後の性能を保証するためには製造業者の技術ノウハウが必要である。 従って、本業務の施工に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは、当該設備の製造業者である(株)神鋼環境ソリューション以外にはないため、随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	建設局 中央水環境センター 施設課 施設係 (電話番号 641-2400)